



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**上半期源泉税の特例納期限(7月10日)**が迫りましたので、資料収集・集計・納付のご準備をお願いします。

重要情報

1. OTC医薬品購入の領収書を集めてください



このマークがある薬を買った場合は、医療費10万円以下でも確定申告で控除できる場合がありますので取っておいてください。

2. 非居住者への不動産関係の支払に要注意

事業主が非居住者に不動産の賃料や譲渡代金の支払をするときは、2割の源泉を天引きして納めなければなりません。米国人と結婚した元日本人から不動産を買って源泉を忘れた企業の源泉漏れ訴訟で、企業側が敗訴した事例があります。

3. 配偶者控除の年収拡大は平成30年から

所得税の配偶者控除の年収制限が103万円から150万円に拡大するのは平成30年分の所得税からです。ちなみに社会保険(主婦年金)の扶養となる年収制限は130万円のままでするのでご注意ください。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



【コロンビア：首都ボゴタ】街を散歩していると、路上に民芸品を広げる見覚えのある黒装束。エクアドル北部に暮らすオタパロ族です。旅を始めたころオタパロ村を訪ねており、懐かしさとともに大陸一周の妙な実感がわきます。変わりやすい天気と雨の冷え込みはエクアドルの首都キトに似ていました。帰国まで観光1日、黄金郷エルドラド伝説発祥のワタビータ湖とシパキラの岩塩教会のどちらか1つ、自然と建築を秤にかけて前者を選択しました。が、バスを乗り継ぎ、田園を歩き、やっと到着した湖の入り口には、ライフルを持った兵隊。同じく観光に来ていたコロンビア人家族も門前払いです。カメラを首から下げたお父さんが兵士に事情を聴き終えると、残念そうに引き返しながらわたしに目配せをしました。「帰るだろう？乗っけてくよ？」1時間かけて歩いた田園の丘をもの10分で下り、家族と別れ再びローカルバスを乗り継いでボゴタに戻るともう夕暮れでした。

☆事務所からの連絡☆

7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

税金マメ知識

税理士の専門は、主に申告納付する税(所得税、法人税、消費税、相続税など)ですが、ビジネスや資産に関する税(印紙税、固定資産税、不動産取得税など)もある程度の知識が必要でして、特に印紙の相談は多いです。

①領収書は5万円以上なら印紙が必要ですが、消費税が区分できれば税抜価格で判定します。②請負契約は注文書など名前を変えても内容が同じなら契約書扱いです。③土地賃貸借、売買契約は印紙が必要ですが、建物賃貸借契約は不要です。④一定の極度貸付契約は記載金額のない金銭消費貸借契約書として印紙が節約できます。⑤継続取引基本契約でも仕事の成果『物』と対価の明示がない準委任契約であれば印紙は不要です。いずれの文書もPDFなどで電子メールだけでやり取りすれば、紙ではないため印紙は要りません。貼り忘れを調査で指摘されると3倍ペナルティです。

晩酌のじかん

憧れの合羽橋道具街に行き、切れる包丁を買いました。魚をさばくためです。さばく魚を獲りに海に行きます。釣りは巧くも詳しくもないですが、好きです。早起きして、海を見ながら無心になり、明るいうちに帰って来て、釣った魚をさばいて夕方から飲みはじめ、早寝する。最高の飲み方の一つ



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red